

## 特定個人情報保護委員会（第 43 回）議事概要

- 1 日時：平成 27 年 4 月 17 日（金）14:00～15:00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル 8 階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 議題 1：労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書について  
事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。  
本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。
  - (2) 議題 2：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q & A の追加・更新について  
事務局から資料に基づき説明があった。  
加藤委員及び阿部委員から、「今後、Q & A が増えてきたら、索引やサマリー版を作るといいと思われるので、Q & A の状況を踏まえて対応してもらいたい」との発言があった。  
原案のとおり決定され、ホームページに掲載することとなった。
  - (3) 議題 3：国会報告について  
事務局から国会報告の素案について説明があった。  
素案が了承されるとともに、手続を進めることとなった。
  - (4) 議題 4：行政事業レビュー行動計画について  
事務局から資料に基づき説明があった。原案のとおり決定され、ホームページに掲載することとなった。
  - (5) 議題 5：その他について  
事務局から、地方公共団体の住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について説明があった。  
事務局から、最近のアメリカ及びカナダの執行当局の動向について説明があった。

以上

## 特定個人情報保護委員会（第44回）議事概要

- 1 日時：平成27年5月15日（金）14:00～15:00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：情報提供等記録開示システムの運営に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定により、内閣官房社会保障改革担当室の職員が会議に出席した。

内閣官房社会保障改革担当室から、情報提供等記録開示システムの運営に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

加藤委員から「情報提供等記録開示システムはインターネットを通じて情報表示等のサービスを提供することとされているところ、入力画面等の改ざんに対するリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「外部公開コンテンツを保有するサーバにおいて改ざん検知システムによる保護を行うとともに、当該サーバとは別途、改ざん検知等を行う監視サーバを設けるという二重の対策を講じることとしている」という旨の発言があった。

手塚委員から「インターネットを用いるため、外部からの侵入に対するリスク対策が非常に重要であるところ、不正アクセス等についてのリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「ネットワーク機器の設定やファイアウォール等の導入により、必要な通信のみに制御したり外部通信の経路を制御したりするとともに、インターネット接続セグメントにおいて、マルウェアの検知やIDS（侵入検知システム）／IPS（侵入保護システム）の設置による不正なトラフィックの検知と防止を行う」という旨の発言があった。

嶋田委員から「情報提供等記録開示システムは、初期設定を行うことで任意代理人も利用者本人の情報表示等の機能を利用できるとされているが、なりすまし防止や真正性の確認等に関するリスク対策と、代理人は1名なのかという点を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「初期設定の際は、なりすまし等のリスクを勘案して、利用者と代理人が同席し双方合意の下で利用者が自分の情報と代理人の個人番号カードを紐付けるよう、同席と代理人の本人確認を前提とする。その上で、代理人による利用者本人の情報の閲覧履歴を確認できるようにしたい。なお、代理人の数は複数設定が可能である」という旨の発言が

あった。これに対し嶋田委員から「複数の代理人について1つの画面で設定できるのか」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「画面としては1つであるが、代理人の追加等の都度、設定する必要はある。代理人によって閲覧可能な情報を限定できるようにしたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「情報提供等記録開示システムで表示した情報は、利用者の端末等にインターネットを通じてダウンロード可能ということだが、同システムから情報を送信する際の情報漏えい等の対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「ダウンロード機能については、個人番号カード等で認証されたセッション中でのみ利用可能であり、他の利用者の情報はダウンロードできないようにしている。また、盗聴等を防ぎ安全を確保するために暗号化通信を行うが、暗号化通信で使用するアルゴリズムについては、最新の電子政府における調達のために参照すべき暗号のリストに記載されたものから、想定されるリスクに対して最適な選定を行うこととしている」という旨の発言があった。

堀部委員長から「番号法ではパブリックコメントに寄せられた意見を十分考慮して評価を実施することとされているため、その点を具体的に説明していただきたい」という旨の発言があった。これに対し内閣官房社会保障改革担当室から「例えば、初期設定の際の電子メールアドレスの登録は任意であるということが分かりづらいという意見を踏まえて、任意である旨を評価書に明記した。また、任意代理人による利用者の情報の閲覧履歴を利用者本人が確認することについても、評価書に明記した。さらに、特定個人情報ファイルの記録項目が詳細に記載されていないというご指摘を踏まえて、かなり詳細に項目を明確化した」という旨の発言があった。

(2) 議題2：特定個人情報保護評価の実施時期に関する協議について

事務局から、厚生労働省が実施する職業安定行政業務に関する事務における特定個人情報保護評価の実施時期に係る協議について説明があった。

本協議について了承され、厚生労働省に対し、了承された旨を通知することとなった。

(3) 議題3：その他について

事務局から、第43回委員会において承認した全項目評価書を厚生労働省が公表したことについて報告があった。

以上